

業 務 方 法 書

使用済燃料再処理・廃炉推進機構

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成17年法律第48号。以下「法」という。）

第53条第1項の規定に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）の業務の方法について基本的な事項を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 機構は、法及び関係政省令等の定めるところにより、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施の業務及び円滑かつ着実な廃炉の推進に関する業務を行うことにより、原子力発電に係る環境の整備を図ることを機構の業務運営の基本方針とする。

(用語)

第3条 この業務方法書で使用する用語は、法及び関係政省令等において使用する用語の例による。

第2章 運営委員会

(運営委員会の開催)

第4条 機構は、法第29条に規定される事項の審議を行うために運営委員会を開催する。

2 運営委員会の運営に関し必要な事項については、定款又は運営委員会規程で定める。

第3章 使用済燃料の再処理等に関する事項

(再処理等の業務)

第5条 機構は、法第10条の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者から再処理等拠出金の納付を受けた使用済燃料について、経済産業大臣に認可を受けた使用済燃料再処理等実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）に従い、再処理等業務を行う。

(業務の委託)

第6条 機構は、法第50条の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けて、同条及び法施行令第4条に定める者に対し、法第49条第1号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の一部を委託することができる。

2 機構は、前項の委託を行うに当たっては、委託先及び委託内容を運営委員会で議決するものとする。

(使用済燃料再処理等実施中期計画の策定・変更)

第7条 機構は、法第6条の規定に基づき再処理等拠出金を納付することを届け出た特定実用発電用原子炉設置者及び前条第1項の規定に基づき委託を行う場合の委託先と協議のうえ、法第54条の規定に基づき、実施中期計画を策定し、運営委員会の議決を経て、経済産業大臣の認可を受けるものとする。

2 前項の規定は、実施中期計画の変更（法施行規則第23条で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

3 機構は、前項の法施行規則第23条で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出るものとする。

第4章 再処理等拠出金の収納に関する事項

(再処理等拠出金の収納)

第8条 機構は、法第49条第2号の規定に基づき、法第6条の規定に基づき再処理等拠出金を納付することを届け出た特定実用発電用原子炉設置者から、年度ごとに、再処理等拠出金を収納するものとする。

2 特定実用発電用原子炉設置者から収納する再処理等拠出金の単価は、法第5条第2項及び第3項の規定に基づき算出し、運営委員会の議決を経て、経済産業大臣の認可を受けるものとする。

3 前項の再処理等拠出金単価の算出にあたっては、法施行規則第2条に定められている基準に基づき、長期的な見通しに照らし機構の業務に要する費用を確保すること、将来に亘り特定実用発電用原子炉設置者の負担の公平が確保できること、長期的に安定した水準を維持できることを十分に勘案するものとする。

4 第2項の再処理等拠出金単価については、法施行規則第3条に従い、再処理等拠出金単価の認可を受けるにあたり、再処理等（再処理関連加工を除くもの）に係る単価、再処理関連加工に係る単価を内訳として記載し申請する必要があるため、これら業務別に算定するものとする。

5 機構は、法第5条第5項に基づき、再処理等拠出金単価の認可を受けたときは、遅滞なく、特定実用発電用原子炉設置者に再処理等（再処理関連加工を除くもの）に係る単価及び再処理関連加工に係る単価を通知するものとする。

- 6 機構は、特定実用発電用原子炉設置者から申告書に添えて再処理等拠出金の納付があったときは、当該申告書の受理及び当該再処理等拠出金の収納を行うものとする。
- 7 機構は、再処理等拠出金の納付のために必要な口座番号その他の事項を、あらかじめ各特定実用発電用原子炉設置者に通知するものとする。
- 8 機構は、法第8条第3項の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者が各年度の6月30日（その年度に特定実用発電用原子炉設置者となった者にあつては、そのなった日の属する年度の翌年度の6月30日）までに当該年度の再処理等拠出金に係る申告書を提出しないとき、又は申告書に使用済燃料の量若しくは再処理等拠出金の額の記載の誤りがあると認めたときは、再処理等拠出金の額を決定し、これを特定実用発電用原子炉設置者に納入告知書により通知するものとする。
- 9 前項の納入告知書には、その納付すべき金額、納付すべき期日及び納付すべき場所を指定して記載するものとする。
- 10 機構は、法第8条第6項の規定に基づき、再処理等拠出金を各年度の6月30日（その年度に特定実用発電用原子炉設置者となった者にあつては、そのなった日の属する年度の翌年度の6月30日、第8項の規定による通知を行った場合にあつては、前項の納付すべき期日。）までに納付しない特定実用発電用原子炉設置者があるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

（再処理等拠出金の充当及び還付）

- 第9条 機構は、法第8条第5項の規定に基づき、特定実用発電用原子炉設置者が納付した再処理等拠出金の額が、前条第8項の規定により機構が決定した再処理等拠出金の額を超える場合には、その超える額について、未納の再処理等拠出金及び延滞金があるときはこれに充当し、なお、残余があれば還付し、未納の再処理等拠出金がないときはこれを還付するものとする。
- 2 機構は、前項の規定により充当をしたときは、その旨をその充当に係る再処理等拠出金の納付義務者に通知するものとする。

（再処理等拠出金の延納）

- 第10条 機構は、法施行令第2条第1項の規定に基づき、災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、特定実用発電用原子炉設置者の申請に基づき、期限を定めて、その者の納付すべき再処理等拠出金を延納させることができる。
- 2 機構は、法施行令第2条第2項の規定に基づき、前項の規定による延納を認めたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

(収納した再処理等拠出金額の記録)

第11条 機構は、特定実用発電用原子炉設置者ごとに収納した再処理等拠出金及び延滞金の額並びに納付期日等について記録するものとする。

(再処理等拠出金の延滞金)

第12条 機構は、法第9条の規定に基づき、未納の再処理等拠出金の額につき、年14.5%の割合で、第8条第8項に規定する納期限の翌日から完納の日までの日数により計算した延滞金を収納するものとする。

2 前項に規定する延滞金の収納は、納入告知書により行うものとする。

3 第8条第9項の規定は、前項の納入告知書に準用する。

(再処理等拠出金の督促)

第13条 機構は、第8条第9項及び前条第3項で準用する第8条第9項の納入告知書に記載する納期限までに再処理等拠出金及び延滞金の両方、又はいずれか一方を納付しない特定実用発電用原子炉設置者があるときは、当該特定実用発電用原子炉設置者に対し、再処理等拠出金を支払うべき旨の督促状を発するものとする。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日とする。

第5章 廃炉推進業務に関する事項

(廃炉推進業務中期計画)

第14条 機構は、法第55条の規定に基づき、5年を超えない範囲内において法施行規則第24条で定める期間ごとに、当該期間を1期として、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るための方針その他の法施行規則第25条で定める事項を記載した廃炉推進業務の実施に関する計画（以下「廃炉推進業務中期計画」という。）を定め、運営委員会の議決を経て、経済産業大臣の認可を受けるものとする。廃炉推進業務中期計画の変更（法施行規則第26条で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 機構は、前項の法施行規則第26条で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出るものとする。

3 機構は、第1項の認可を受けたとき、又は前項の届出をしたときは、遅滞なく、その廃炉推進業務中期計画を公表するものとする。

(実用発電用原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告)

第15条 機構は、法第49条第3号の規定に基づき、実用発電用原子炉設置者等が提出する法第16条に規定する廃炉実施計画及び実績の確認等に加え、国内外の廃炉に係る知見・ノウハウを機構自ら収集し蓄積することにより、そ

れを基に、実用発電用原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告を行うものとする。

(廃炉に関する技術の調査、研究及び開発)

第16条 機構は、法第49条第4号の規定に基づき、機構として取り組むべき共通的な課題を整理し、実用発電用原子炉設置者等と協議して必要な調査、研究等を行い、その結果を実用発電用原子炉設置者等と共有するものとする。

(廃炉に必要な設備の調達、維持管理及び共同利用)

第17条 機構は、法第49条第5号の規定に基づき、廃炉に用いる資機材及び設備のうち各発電用原子炉施設において共通的に利用可能なものを調査し、実用発電用原子炉設置者等が共同利用することが効率的な廃炉につながると認められるものについて、調達及び維持管理を行い、実用発電用原子炉設置者等の共用に供することができるようにするものとする。

(報告)

第18条 機構は、法第52条第1項の規定に基づき、毎事業年度終了後3月以内に、廃炉拠出金の収納及び廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払の状況、助言、指導及び勧告の内容その他の廃炉推進業務の実施の状況について経済産業大臣へ報告するものとする。

第6章 廃炉拠出金の収納に関する事項

(廃炉拠出金の収納)

第19条 機構は、法第49条第6号の規定に基づき、法第12条の規定に基づき廃炉拠出金を納付することを届け出た実用発電用原子炉設置者等から、年度ごとに、廃炉拠出金を収納するものとする。

2 実用発電用原子炉設置者等から収納する廃炉拠出金は、法第11条第2項の規定に基づき、各実用発電用原子炉設置者等につき、廃炉拠出金年度総額に拠出金率を乗じて得た額とするものとする。

3 廃炉拠出金年度総額の算定にあたっては、法施行規則第11条に定められている基準に基づき、廃炉の長期的な見通し及び廃炉の実施状況に照らして、廃炉推進業務に必要な金額の確保を図ることができること、実用発電用原子炉設置者等による電気の安定供給その他の実用発電用原子炉に係る事業の円滑な運営の確保に必要な事業資金を確保できること、電気の使用者の経済活動等に著しい影響を及ぼすことが見込まれるものでないこと、長期的に安定した水準を維持できることを十分に勘案するものとする。

4 拠出金率は、法施行規則第12条に定められている基準に基づき、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の規模、廃炉の実施の状況その他の事情に

照らして相当な比率であること、実用発電用原子炉設置者等間における廃炉拠出金に係る負担の公平性を確保できるものであることを十分に勘案するものとする。

- 5 機構は、法第11条第5項の規定に基づき、廃炉拠出金年度総額若しくは拠出金率を定め、又はこれらを変更しようとするときは、運営委員会の議決を経て、経済産業大臣の認可を受けるものとする。
- 6 機構は、法第11条第6項の規定に基づき、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該認可に係る廃炉拠出金年度総額又は拠出金率を実用発電用原子炉設置者等へ通知するものとする。
- 7 機構は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第27条の29の2第6項（同条第7項及び同法第27条の29の4第2項において準用する場合を含む。）又は法第12条第3項の規定による通知を受けたときは、法第11条第7号の規定に基づき、廃炉拠出金年度総額又は拠出金率について検討を加え、必要と認めるときは、これらを変更するものとする。
- 8 機構は、実用発電用原子炉設置者等が法第14条を履行するために、実用発電用原子炉設置者等に対し、当該年度における廃炉拠出金、納付期日、納付先の口座番号を記載した納付依頼書を発するものとする。
- 9 機構は、廃炉拠出金の納付のために必要な口座番号その他の事項を、あらかじめ各実用発電用原子炉設置者等に通知するものとする。
- 10 廃炉拠出金の納付期日は、法第14条の規定に基づき、一括納付する場合、各年度の6月30日とする。ただし、分割納付する場合、当該廃炉拠出金の額の2分の1に相当する金額について、それぞれ各年度の6月30日と12月31日とする。ただし、その年度に実用発電用原子炉設置者等になった者にあつては、そのなった日の属する年度の翌年度の当該日とする。
- 11 機構は、法第15条の規定に基づき、実用発電用原子炉設置者等が前項の期日までに納付しない実用発電用原子炉設置者等があるときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣へ報告するものとする。

（廃炉拠出金の延納）

- 第20条 機構は、法施行令第2条第1項の規定に基づき、災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、実用発電用原子炉設置者等の申請に基づき、期限を定めて、その者の納付すべき廃炉拠出金を延納させることができる。
- 2 機構は、法施行令第2条第2項の規定に基づき、前項の規定による延納を認めたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

（収納した廃炉拠出金額の記録）

- 第21条 機構は、実用発電用原子炉設置者等ごとに収納した廃炉拠出金及び延滞金の額並びに納付期日等について記録するものとする。

(廃炉拋出金の延滞金)

第22条 機構は、法第15条の規定に基づき、未納の廃炉拋出金の額につき、年14.5%の割合で、第19条第10項に規定する納期限の翌日から完納の日までの日数により計算した延滞金を収納するものとする。

2 前項に規定する延滞金の収納は、納入告知書により行うものとする。

(廃炉拋出金の督促)

第23条 機構は、第19条第10項及び第22条第2項で準用する納入告知書に記載する納期限までに廃炉拋出金及び延滞金の両方、又はいずれか一方を納付しない実用発電用原子炉設置者等があるときは、当該実用発電用原子炉設置者等に対し、廃炉拋出金を支払うべき旨の督促状を発するものとする。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日とする。

第7章 廃炉の実施に必要な費用の支払に関する事項

(廃炉実施計画の確認)

第24条 機構は、廃炉推進業務中期計画内に廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等が作成した廃炉の実施に関する計画(以下「廃炉実施計画」という。)の内容が廃炉推進業務中期計画に適合すること、当該年度に実施する廃炉にかかる見積り額が妥当であること等を確認するものとする。実用発電用原子炉設置者等が廃炉実施計画を変更しようとするときも、同様とする。

(廃炉費用の支払)

第25条 機構は、法第17条の規定に基づき、実用発電用原子炉設置者等が作成した廃炉実施計画に基づき廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等から当該廃炉に係る費用に相当する額の請求を受けたときは、経済産業大臣が定める基準に従って、当該廃炉の実施に必要な費用に相当する額を支払うものとする。

第8章 その他必要な事項

(安全の確保)

第26条 機構は、業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うよう努めるものとする。

(報告又は資料の提出の請求)

第27条 機構は、法第56条第1項の規定に基づき、法第49条に掲げる業務を行うため必要があるときは、特定実用発電用原子炉設置者又は実用発電用原子炉設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めるものとする。

(意見聴取)

第28条 機構は、法第49条に掲げる業務を行うため必要があるときは、当該業務に関係のある者から意見を聴取できるものとする。

2 前項の意見聴取は、運営委員会における聴取その他の方法で行うものとする。

(受託者の選定)

第29条 機構は、業務（第6条の規定により委託した業務を除く。）の一部を委託しようとするときは、当該委託する業務を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、委託業務の内容、実施方法、実施期間、経済性等を考慮し、最も適当と認められる者を受託者として選定するものとする。

(受託者との契約方法)

第30条 機構は、前条の規定により選定した受託者と業務の委託の契約をするときは、委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、委託業務完了の認定方法、その他業務の委託に必要な事項を記載した契約書によりこれを締結するものとする。

(調達契約に関する基本方針)

第31条 機構は、売買、賃借、請負その他の調達契約を締結するに当たっては、公正性及び透明性の確保を図らなければならない。

2 調達手続その他については、会計規程で定める。

(地域との共生)

第32条 機構は、その業務を進めるに当たっては、原子力事業が、立地自治体等関係者の理解と協力が不可欠であることに鑑み、立地自治体等関係者との信頼関係の下で、連携して円滑に進められるよう留意するものとする。

(情報管理及び公開)

第33条 機構は、適切な情報の公開により、業務の公正かつ透明な運営を確保するとともに、国民等の理解と協力を得るよう努めるものとする。また、情報セキュリティの確保に関して情報漏えいの防止に係る取組みを推進するとともに、個人情報の適切な管理に当たり必要とされる取組みも着実に実施する。

こうした情報の適切な管理及び公開を実施していくにあたり、別途規程を定め、公正で透明性のある適切な運営を推進するものとする。

附則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（2024年4月15日）から施行する。